事 務 連 絡 令和7年8月27日

関係各位

厚生労働省保険局医療課

DPC制度への参加又はDPC制度からの退出に係る届出について (通知)

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課、DPC対象病院及びDPC準備病院あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

事 務 連 絡 令和7年8月27日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

DPC制度への参加又はDPC制度からの退出に係る届出について

標記について、DPC制度への参加又はDPC制度からの退出を希望する病院は、「「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」(令和6年11月29日付け保医発1129第11号。以下「参加通知」という。)において定める届出様式を、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

令和8年度診療報酬改定時における標記に係る届出について、下記のとおり受け付けることとしますので、受付期間内において貴管下の病院から提出される届出について、取りまとめの上、当課あてご提出いただきますようお願いいたします。

記

1. 届出の受付期間について

令和7年9月1日(月)~令和7年9月30日(火)(必着)

- 2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について
 - ① DPC準備病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC対象病院になることを 希望する病院は、参加通知の「DPC制度への参加に係る届出書」(別紙1)を提出する こと。
 - ② DPC対象病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC制度からの退出を希望する病院は、参加通知の「DPC制度からの退出に係る届出書」(別紙8)を提出すること。また、DPC準備病院を希望する場合は「DPC準備病院届出書」(別紙13)を提出すること。
 - ③ DPC対象病院又はDPC準備病院以外の病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC準備病院となることを希望する病院は、参加通知の「DPC準備病院届出書」 (別紙13)を提出することとし、必要に応じて、参加通知の「DPC準備病院届出書(別紙)」(別紙14)も併せて提出すること。
 - ※ ①の病院については、当該病院が参加通知第1の1(2)①及び②に定める基準を 満たしていることをご確認いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

厚生労働省保険局医療課 包括医療推進係 吉田、清水 TEL:03-5253-1111 (内線:3155)

事 務 連 絡 令和7年8月27日

DPC対象病院 連絡担当者 殿 DPC準備病院 連絡担当者 殿

厚生労働省保険局医療課

DPC制度への参加又はDPC制度からの退出に係る手続きについて

日頃よりDPCの評価・検証等に係る調査にご協力いただき、ありがとうございます。

DPC制度への参加又はDPC制度からの退出を希望する病院は、「「DPC制度への参加等の手続きについて」の一部改正について」(令和6年11月29日付け保医発1129第11号。以下「参加通知」という。)において定める届出様式を、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとされています。

つきましては、令和8年度診療報酬改定時におけるDPC制度への参加又はDPC制度からの退出に係る届出を下記のとおり受け付けることとしますので、希望する病院は必要な届出書を受付期間内にご提出いただくようお願いいたします。

記

- 1. 届出の受付期間について 令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)(必着)
 - ※ 受付期間を過ぎた届出書は受理できませんので、手続きに漏れのないよう十分ご注意ください。(受理後、10月下旬をメドに受理した旨の連絡等を行います。)
- 2. 対象となる病院と提出が必要な届出書について
 - ① DPC準備病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC対象病院になることを 希望する病院は、参加通知の「DPC制度への参加に係る届出書」(別紙1)を1部提出 して下さい。

なお、当該届出を行う時点で、参加通知の第1の1(2)に定める基準を全て満たしていることが必要です。

② DPC対象病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC制度からの退出を希望する病院は、参加通知の「DPC制度からの退出に係る届出書」(別紙8)を1部提出してください。また、DPC準備病院を希望する場合は「DPC準備病院届出書」(別紙13)を1部提出してください。

なお、本届出内容については、参加通知に基づき中央社会保険医療協議会に報告を行います。

3. 届出書の提出先及び照会先について 病院の所在地を所管する地方厚生(支)局医療課(別添参照)

4. その他連絡事項について

DPC制度における医療機関別係数のうち、機能評価係数Ⅱの評価項目として、地域医療への貢献に係る体制を評価する「地域医療指数」があります。当該指数は、毎年 10 月 1 日時点における施設基準の届出状況、医療計画等への参加・指定状況等を対象となる病院から厚生労働省に報告いただき、その情報に基づき算出しています。

DPC準備病院であって、令和8年度診療報酬改定時にDPC対象病院になることを希望する病院は、令和8年度の医療機関別係数設定のために当該報告を行っていただく必要があります。詳細については本年10月上旬を目処に各病院にご案内する予定ですので、ご承知おきください。

DPC制度に係る届出書の提出先・照会先

病院所在地	提出先	住所	電話番号
北海道	北海道厚生局 医療課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階	011-796-5105
青森県 岩手城県県 秋田県県 山形県県	東北厚生局医療課	〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階	022-206-5216
茨栃群埼千東神新山長城木馬玉葉京奈潟梨野県県県県県都川県県県県県県県県県県県県県県県県	関東信越厚生局 医療課	〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階	048-740-0815
富石岐静愛三里	東海北陸厚生局医療課	〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館6階	052-228-6193
福滋京大兵 兵 京都阪庫 良歌 和 東県 中 京 県 県 県 県 府 府 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県 県	近畿厚生局調査課	〒541-8556 大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階	06-7711-9012
島根 島根山島 山山島県 山口県	中国四国厚生局 医療課	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁掘6-30 広島合同庁舎4号館2階	082-223-8225
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国厚生支局 医療課	〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館5階	087-851-9502
福佐長熊大宮鹿湘県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県	九州厚生局医療課	〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号 住友生命博多ビル4F	092–707–1123

⁽注) 「DPC の評価・検証等に係る調査」に関する照会については、厚生労働省の業務委託先である DPC 調査事務局 (※) へ、メールにて照会をお願いします。

^{※2025} 年度「DPC の評価・検証等に係る調査」実施説明資料 (P15) 「4. 調査に関する質問について」参照 https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/setumei_20250530.pdf